

**市民活動オフィスフロア  
(長岡京こらさ内)  
感染拡大予防ガイドライン**

**令和2年6月**

**京都府長岡京市**

## 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月21日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）において示されたガイドラインの作成の求めに応じ、「市民活動オフィスフロア（長岡京こらさ内）」における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

市民活動オフィスフロア登録団体（以下、「利用団体」という。）は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）②密集場所（多くの人が密集している）③密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場所では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

### 《感染防止対策》

- ①マスクの着用
- ②手指消毒の徹底
- ③身体的距離の確保（2 m程度）
- ④利用時間の短縮
- ⑤定期的な換気（30～60分に1回）
- ⑥カウンター等の定期的な消毒
- ⑦発熱や風邪のような症状のある人の入場制限
- ⑧利用者名簿の作成

## 3. その他

本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

令和2年6月20日

## 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 事務所スペース及び会議スペースの利用について（利用者向け）

### 長岡京市市民活動オフィスフロア

#### ① 利用人数や時間の制限、緊急連絡先の確保

- I. 密接を避けるため、「会議スペース」の利用は、原則5名以内とします。なお、各団体の利用時間は1日あたり2時間以内とします。
- II. 感染者が発生した場合、利用者への周知や保健所による聞き取り等が必要となる事から、利用者の緊急連絡先の届出をお願いします。（個人情報保護に関する最大限の配慮を行います。）

#### ② 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- I. 人と人との接触を避け、対人距離（できるだけ2mを目安）を確保してください。また、可能な限り、四方を空けた座席配置にしてください。
- II. 利用団体はマスクを着用してください。  
（マスク着用による熱中症にご注意ください。2歳未満の子どもはマスクの着用は不要です。）
- III. 定期的（30～60分に1回）に換気をしてください。
- IV. 手洗い・手指消毒を徹底してください。
- V. 発熱・咳・咽頭痛等の症状や体調不良の人は利用を控えてください。
- VI. 大声や近接した会話を控えてください。

#### ③ 会議スペース利用にあたっての注意

- I. 利用後は机やイスなどの消毒をお願いします。消毒液は施設に用意しています。
- II. 会議や打ち合わせ以外は使用しないでください。

**※なお、上記の注意事項を守っていただけない場合は、利用をお断りすることがありますので、ご了承ください。**

**※状況に応じて変更となる場合があります。**